

10・11月の夜間・休日診療当番医・当番薬局

都合により、当番医を変更することがあります。台東区夜間・休日診療案内(TEL 5246-1277)でお確かめになるか、当番医へお問合せください。

Table with 2 columns: 台東区夜間・休日診療案内 (台東区準夜間・休日) and 永寿総合病院内 東上野2-23-16. Includes details on location, hours, and contact info.

Table listing medical services and pharmacies by date (10月6日 to 11月4日). Columns include Date, 当番医・薬局 (On-call doctor/pharmacy), 所在地 (Location), and 電話番号 (Phone number).

医療情報: 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」で都内の医療機関の診療案内や診療時間などを診療科別・地域別に調べることができます。

11月の保健所・保健相談センターの事業案内

Table of health services by date (11月3日 to 11月4日). Columns include Date, 実施会場 (Venue), and 事業名 (Service name).

笑って元氣教室「漫才と体操」
日時: 11月13日(水) 午後2時~3時30分
対象・定員: 区内在住が在勤の40歳以上の方・28人(先着順)

住宅まぢづくり
谷中地区地区計画原案の説明会を開催します
日時: 10月19日(土)午後7時~8時30分

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

健康学習会「知っておきたい!子供の病気と薬の飲み方」(託児あり)
日時: 11月30日(土) 午後2時~4時
場所: 生涯学習センター

住宅まぢづくり
谷中地区地区計画原案の説明会を開催します
日時: 10月19日(土)午後7時~8時30分

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合
国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課区民事務所へ申請してください。